【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月20日
【会社名】	株式会社ワールド
【英訳名】	WORLD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目８番１
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 中林 恵一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目８番１
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 中林 恵一
【縦覧に供する場所】	株式会社ワールド（東京支店） (東京都港区北青山三丁目５番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社と株式会社TSIホールディングス（以下「TSIHD」といいます。当社とTSIHDを総称して以下「両社」といいます。）は、2027年３月１日（予定）をもって、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により両社の完全親会社となる株式会社インフィニティ・ユナイテッド（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本経営統合」といいます。）に合意し、当社は、2026年10月14日開催の当社取締役会において、両社間の対等の精神に基づく本経営統合に係る経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）の締結及び本株式移転に関する株式移転計画の作成を決議し、本経営統合契約を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画を共同で作成し、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、両社は、2026年11月20日付の両社取締役会決議において、本株式移転に関する株式移転計画の変更を決定したことに伴い（当該変更後の株式移転計画を、以下「本株式移転計画」といいます。）、本株式移転に関する臨時報告書の記載事項の一部に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の５第５項において準用する同法第７条第１項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

■修正事項

・（３）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の本株式移転計画の内容、（５）本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（予定）
・別紙　株式移転計画書
・定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

（３）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の本株式移転計画の内容

③　その他の本株式移転計画の内容

（訂正前）

（ｉ）本株式移転の日程

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2026年10月14日（水）
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成（両社）	2026年10月14日（水）
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2026年10月16日（金）（予定）
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2026年10月31日（土）（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（当社）	2026年12月24日（木）（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（TSIHD）	2026年12月24日（木）（予定）
上場廃止日（両社）	2027年２月25日（木）（予定）
共同持株会社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2027年３月１日（月）（予定）
共同持株会社株式新規上場日	2027年３月１日（月）（予定）

（注）上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議等によって変更となる場合がございます。また、本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可等が得られることを前提としていますが、当該許認可等の取得状況によって、本経営統合の日程に変更が生じる場合には、速やかに公表いたします。

（ⅱ）本株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、別紙「株式移転計画書（写し）」のとおりです。

（訂正後）

（ⅰ）本株式移転の日程

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会（両社） ※　本株式移転計画は変更前のもの	2026年10月14日（水）
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成（両社） ※　本株式移転計画は変更前のもの	2026年10月14日（水）
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2026年10月16日（金）
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2026年10月31日（土）
本株式移転計画の修正承認取締役会（両社）	2026年11月20日（金）
本株式移転計画承認臨時株主総会（当社）	2026年12月24日（木）（予定）
本株式移転計画承認臨時株主総会（TSIHD）	2026年12月24日（木）（予定）
上場廃止日（両社）	2027年２月25日（木）（予定）
共同持株会社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2027年３月１日（月）（予定）
共同持株会社株式新規上場日	2027年３月１日（月）（予定）

（注）上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議等によって変更となる場合がございます。また、本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可等が得られることを前提としていますが、当該許認可等の取得状況によって、本経営統合の日程に変更が生じる場合には、速やかに公表いたします。

（ⅱ）本株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、別紙「株式移転計画書（写し）」のとおりです。

（５）本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（予定）

（訂正前）

商号	株式会社インフィニティ・ユナイテッド （英名：INFINITY UNITED Inc.）
本店の所在地	東京都港区北青山三丁目５番10号
代表者の氏名	代表取締役　会長　下地毅 代表取締役　社長執行役員　鈴木信輝
資本金の額	50億円（予定）
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業

（訂正後）

商号	株式会社インフィニティ・ユナイテッド （英名：INFINITY UNITED Inc.）
本店の所在地	東京都港区北青山三丁目５番10号
代表者の氏名	代表取締役　会長　下地毅 代表取締役　社長執行役員　鈴木信輝
資本金の額	50億円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業

別紙

株式移転計画書

訂正前	訂正後
（前略）	（前略）
第 1 条～第 4 条　（条文省略）	第 1 条～第 4 条　（変更無し）
第 5 条　（本持株会社の資本金及び準備金の額） 本成立日における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。 (1)　資本金の額　5,000,000,000円 (2)　資本準備金の額　1,250,000,000円 (3)　利益準備金の額　0円 (4)　資本剰余金の額　会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額	第 5 条　（本持株会社の資本金及び準備金の額） 本成立日における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。 (1)　資本金の額　5,000,000,000円 (2)　資本準備金の額　1,250,000,000円 (3)　利益準備金の額　0円 (4)　その他資本剰余金の額　会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額
第6 条～第 14 条　（条文省略）	第 6 条～第 14 条　（変更無し）
（中略）	（中略）
2026年10月14日	2026年10月14日（同年11月20日変更）
（後略）	（後略）

【定款】

※※※※※※※※※※※※※
※　　※
※　　**定　　款**　　※
※　　※
※※※※※※※※※※※※※

定　　款

訂正前	訂正後
第１章	第１章
第 1 条（条文省略）	第 1 条（変更無し）
（目　　的） 第 2 条 1.～19.（条文省略） 20.金銭の貸金、その貸借の媒介並びに貸付の保証。 21.～39.（条文省略）	（目　　的） 第 2 条 1.～19.（変更無し） 20.金銭の貸付、その貸借の媒介並びに貸付の保証。 21.～39.（変更無し）
第 3 条～第 5 条（条文省略）	第 3 条～第 5 条（変更無し）
第２章～第３章　（条文省略）	第２章～第３章　（変更無し）
第４章　取締役及び取締役会並びに監査等委員会	第４章　取締役及び取締役会並びに監査等委員会
第 17 条～第 24 条（条文省略）	第 17 条～第 24 条（変更無し）
（取締役への委任） 第 25 条 当社は、会社法399 条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。	（取締役への委任） 第 25 条 当社は、会社法第399 条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第 26 条～第 29 条（条文省略）	第 26 条～第 29 条（変更無し）
第５章　（条文省略）	第５章　（変更なし）
第６章　附 則	第６章　附 則
第 1 条（条文省略）	第 1 条（変更無し）
（本附則の削除） 第 2 条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。	（取締役の当初の報酬等） 第 2 条 第２９条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等 報酬等の総額（第2項及び第3項に定める報酬等の額を含む。）は年額1,430百万円以内とする。 (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等 報酬等の総額は年額70百万円以内とする。

	2 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下本条において「対象取締役」という。）に対する報酬等のうち、初回の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の内容は、次のとおりとする。 **（1） 対象取締役に対して当社の普通株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権及び納税資金確保金銭の総額：年額1,010百万円以内**

訂正前	訂正後
	（2） 対象取締役が当社から割り当てを受ける普通株式の総数：175,000株以内 （ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整する。） （3） 当社の取締役会があらかじめ定める業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を、2027年3月1日から2030年2月28日までの間で当社の取締役会が定める対象期間終了後に、当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要なものとしてあらかじめ定める要件を充足することを条件として、割り当てるとともに、納税資金確保金銭を支給する。 （4） 対象取締役に割り当てた株式（以下「割当株式」という。）について、当該対象取締役が当社グループ（当社並びに当社の子会社及び持分法適用関連会社をいう。以下同じ。）の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後 6 か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間、譲渡制限を課す。 （5） 対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由によらず、当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、割当株式を無償で取得する。 （6） 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が承認された場合には、譲渡制限を解除する。 3 対象取締役に対する報酬等のうち、初回の譲渡制限付株式報酬の内容は次のとおりとする。 （1） 対象取締役に対して当社の普通株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額：年額60百万円以内

訂正前	訂正後
	（2） 対象取締役が当社から割り当てを受ける普通株式の総数：50,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整する。） （3） 対象取締役に割り当てた株式（以下「割当株式」という。）について、当該対象取締役が当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後 6 か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間、譲渡制限を課す。 （4） 対象取締役が、割当株式の割り当てを受けた日から 1 年間の役務提供期間が満了する前に、当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める場合を除き、割当株式を無償で取得する。 （5） 対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。 （6） 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が承認された場合には、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める割当株式について、譲渡制限を解除する。

訂正前	訂正後
（追加）	（附則の削除） 第３条 本附則（第２条第２項を除く。）は、最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。 ２ 本附則第２条第２項は、最初の定時株主総会の終結の時までに同項に定める初回の業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る対象期間が開始されなかった場合には、当該定時株主総会の終結の時をもって削除し、当該対象期間が開始された場合には、当該報酬に係る当社の普通株式の割当てが完了した時をもって削除する。